#### 燕市中心市街地再生モデル事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の中心市街地における人口密度、生活サービス及 びコミュニティの維持を図るため、本市と連携して地域課題の解決又は新 たな魅力の創出を目的とした面的整備を行う事業(以下「モデル事業」と いう。)を行う者に対して、予算の範囲内で中心市街地再生モデル事業補 助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、燕市補助金交付 規則(平成18年燕市規則第48号)に定めるもののほか、必要な事項を定める ものとする。

(対象団体)

- 第2条 モデル事業の提案をすることができる者(以下「対象団体」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
  - (1) まちづくりを目的とする NPO 法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人若しくは株式会社のいずれかの法人又は当該法人を設立する予定がある団体
  - (2) 5人以上で組織された実施体制が提示できること。
  - (3) 地域の活性化を目的とした活動等の実績をもつこと。
  - (4) 特定の政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体ではないこと。 (補助対象事業)
- 第3条 補助金の交付対象となるモデル事業は、次の各号のいずれにも該当 するものとする。
  - (1) 燕市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域に、提案する事業により施工する区域及び活用方法を提案する区域(以下「事業区域」という。)の面積のうち9割が含まれること。
  - (2) 事業区域の面積が3,000平方メートル以上であること。
  - (3) 事業区域に含まれる不動産の所有者等から事業実施に関する同意が取れていること。
  - (4) 合わせて3以上の空き家又は低未利用地の活用又は除却をすること。

- (5) その他市長が必要と認める要件を満たすこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助金の交付対象事業としない。
  - (1) 政治活動又は宗教活動に係る事業
  - (2) 公の秩序又は善良の風俗に反すると市長が認める事業
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業 (補助対象経費)
- 第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、 モデル事業のうち建物、駐車場又は緑地等の施設の整備に関する次に掲げ る経費を対象とする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。
  - (1) 施工管理等に関する委託費用
  - (2) 施設、機材等の使用料及び賃借料
  - (3) 工事等に使用する材料の購入費用
  - (4) 専門家に請け負わせる工事に関する費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条各号の補助対象経費の合計額の2分の1又は5,000 万円のいずれか低い方を限度とし、1,000円未満の額が生じた場合は、これを切り捨てる。

(事業計画の提案)

第6条 モデル事業の提案をしようとする対象団体(以下「応募団体」という。)は、別表に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(審査会の設置)

- 第7条 市長は前条の提案に関する審査を行うため、燕市中心市街地再生モデル事業審査会(以下「審査会」という。)を置く。
- 2 審査会は、委員6人以内をもって組織する。
- 3 委員は、識見を有する者その他必要と認める者のうちから市長が委嘱し、 又は任命する。

(審査)

- 第8条 審査会は、第6条の規定による応募団体から提出された関係書類及び 発表形式による提案について、次に掲げる基準を総合的に審査し、市長に 報告するものとする。
  - (1) 都市計画との整合性
  - (2) モデル事業の公益性
  - (3) モデル事業の具体性
  - (4) 整備完了後の持続性及び自立性
  - (5) 事業内容の先進性

(採択及び通知)

第9条 市長は、前条の審査結果を踏まえ、事業効果が優れていると認められるモデル事業を採択し、応募団体にその結果を通知するものとする。 (補助金の交付申請)

第10条 前条の規定によりモデル事業として採択を受けた応募団体(以下 「補助事業者」という。)は、本市と事業の詳細計画を策定し、事業実施 前に燕市中心市街地再生モデル事業補助金交付申請書(様式第4号)を市長 に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、補助金の交付を決定したときは、速やかに燕市中心市街地再生モデル事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(事業の変更等)

- 第12条 補助事業者は、事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、燕市中心市街地再生モデル事業補助金変更・中止・廃止申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、燕市中心 市街地再生モデル事業補助金変更・中止・廃止承認書(様式第7号)により 補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第13条 補助事業者は、モデル事業が完了したとき、又は前条の規定による 廃止の承認を受けたときは、速やかに燕市中心市街地再生モデル事業補助 金実績報告書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、モデル事業が完了した翌年度から3年間、その活動状況の報告を求められた場合は市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 市長は、前条第1項の規定によるモデル事業の完了に係る実績報告書の提出があったときは、必要な検査を行い、その報告に係るモデル事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に燕市中心市街地再生モデル事業補助金確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(補助金の請求等)

第15条 前条の規定による補助金の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、燕市中心市街地再生モデル事業補助金請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(財産の管理及び処分)

- 第16条 補助事業者は、モデル事業を完了した後も補助金により取得し、又 は効用が増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、 補助金の交付の目的に従って効果的な運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、モデル事業の完了した日の属する年度の翌年度から10年 を経過するまでの間に、当該財産の処分をしようとするときは、あらかじ め燕市中心市街地再生モデル事業財産処分承認申請書(様式第11号)を市長 に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該財産を処分したこと により補助事業者に収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部 に相当する金額を市に納付させることができる。

(補助金の返環)

- 第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
  - (1) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。
  - (2) 事業の実施方法が不適当と認められるとき。
  - (3) 偽りその他不正の手段により補助金を受けたと認められるとき。 (その他)
- 第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、告示の日から施行する。

### 別表(第6条関係)

### 提出書類一覧

- (1) 燕市中心市街地再生モデル事業 事業計画書(様式第1号)
- (2) 整備計画書(案内図、区域図、建物図面等、事業計画書を説明できる書類を添付すること)
- (3) 収支予算書(様式第2号)
- (4) 申請者調書(様式第3号)
- (5) 団体構成員名簿
- (6) モデル事業の周辺エリアを含めた将来ビジョン
- (7) その他市長が必要と認める書類

#### 申請者 住所

### 氏名 (署名)

(本人の手書きによらない場合は、記名押印)

### 燕市中心市街地再生モデル事業 事業計画書

- 1. 事業名
- 2. 事業の目的
- 3. 事業の内容
- 4. 添付書類
  - ・整備計画書(案内図、区域図、建物図面等、事業計画書の内容を説明できる書類を添付すること)
  - 収支予算書(様式第2号)
  - •申請者調書(様式第3号)
  - 団体構成員名簿
  - ・モデル事業の周辺エリアを含めた周辺ビジョン
  - ・その他市長が必要と認める書類

# 様式第2号(第6条関係)

収支予算書

		科		目			金	額
	処	分		収		入		
収	宅	地 匆	<b>见</b>	分	収	入		
	補	助	負	担	Ţ	金		
入	0		0			0		
			計					
	用		地			費		
	エ		事			費		
支	整	地	工	事	Ē	費		
	排	水 施	設	エ	事	費		
出	給	水 施	設	エ	事	費		
		0		0		0		
	附	帯	エ	事		費		
			計					

添付書類:見積書の写し、融資証明の写し等

### 申請者調書

法人名		(電話	)
住 所			
代表者名	担当者名		
主な業務内容			
まちづくり活動の実績			
モデル事業の実施理由			
備考			

# 添付 ・定款及び登記簿謄本

- ・団体構成員名簿(氏名・住所・所属・事業内での役割等を明記すること)
- ・モデル事業の周辺エリアを含めた将来ビジョン

申請者 住所

氏名 (署名)

(本人の手書きによらない場合は、記名押印)

燕市中心市街地再生モデル事業補助金交付申請書

1. 補助対象経費 内訳

対象経費種別	金額
計	

## 2. 事業施行予定

年 月 日から 年 月 日まで

添付書類:事業計画図、収支予算書、費用內訳書

様式第5号(第11条関係)

第 号 月 日

年

様

燕 市 長

燕市中心市街地再生モデル事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった燕市中心市街地再生モデル事業 補助金について、下記のとおり交付決定したことを通知します。

記

交付決定額 円

交付条件

### 申請者 住所

### 氏名 (署名)

(本人の手書きによらない場合は、記名押印)

燕市中心市街地再生モデル事業補助金変更・中止・廃止申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった燕市中心市 街地再生モデル事業補助金に係る事業について、次のとおり変更・中止・廃 止したいので申請いたします。

### 1. 変更の場合

	変更前	変更後
変更の内容		
補助金の額	円	円
理由		

### 2. 中止又は廃止の場合

理	由				

第 号

年 月 日

様

燕 市 長

燕市中心市街地再生モデル事業補助金変更・中止・廃止承認書

年 月 日付けで申請のあった燕市中心市街地再生モデル事業 補助金に係る事業の変更・中止・廃止を承認します。

## 申請者 住所

氏名 (署名)

(本人の手書きによらない場合は、記名押印)

# 燕市中心市街地再生モデル事業補助金実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった燕市中心市 街地再生モデル事業補助金に係る事業が完了しましたので次のとおり報告し ます。

	1					
事業名						
事業完了日			年	月	日	
補助対象経費						円
補助金の額						円
添付書類	(1) (2) (3) (4) (5)	実施状況	書経費に掛	かる領収書 写真、竣工 と認める書	図等	

第 号 月 日

年

様

燕 市 長

燕市中心市街地再生モデル事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった燕市中心市街地再生 モデル事業補助金について下記のとおり、補助金として確定したことを通知 します。

記

確定金額 円

年 月 日

燕 市 長 様

申請者 住所

氏名

# 燕市中心市街地再生モデル事業補助金請求書

年 月 日付 第 号で確定の通知があった 燕市中心市街地再生モデル事業補助金について、次のとおり請求します。

補助金交付決定額 円

交 付 済 額 円

請 求 額 円

### 【振込先】

銀行名		
預金種目	1 普通 2 当座	
口座番号		
口座名義	フリガナ	

年 月 日

燕 市 長 様

### 申請者 住所

氏名 (署名)

(本人の手書きによらない場合は、記名押印)

燕市中心市街地再生モデル事業財産処分承認申請書

年度燕市中心市街地再生モデル事業により取得した財産を次のとおり 処分したいので、申請いたします。

1. 財産取得時の状況及び時価

財産の内容	<b>斯</b> 伊左 日 日	<b>取</b> 组 众 姬	取得金額	吐力		
別座の内谷	取得年月日	取得金額	市補助金	事業者負担	時価	

- 2. 処分理由
- 3. 処分の方法
- 4. 処分の相手方
- 5. 処分予定価格